

九十九里町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 16,007	千円 6,914,054	千円 284,189	千円 1,069,122	% 15.5	% 17.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

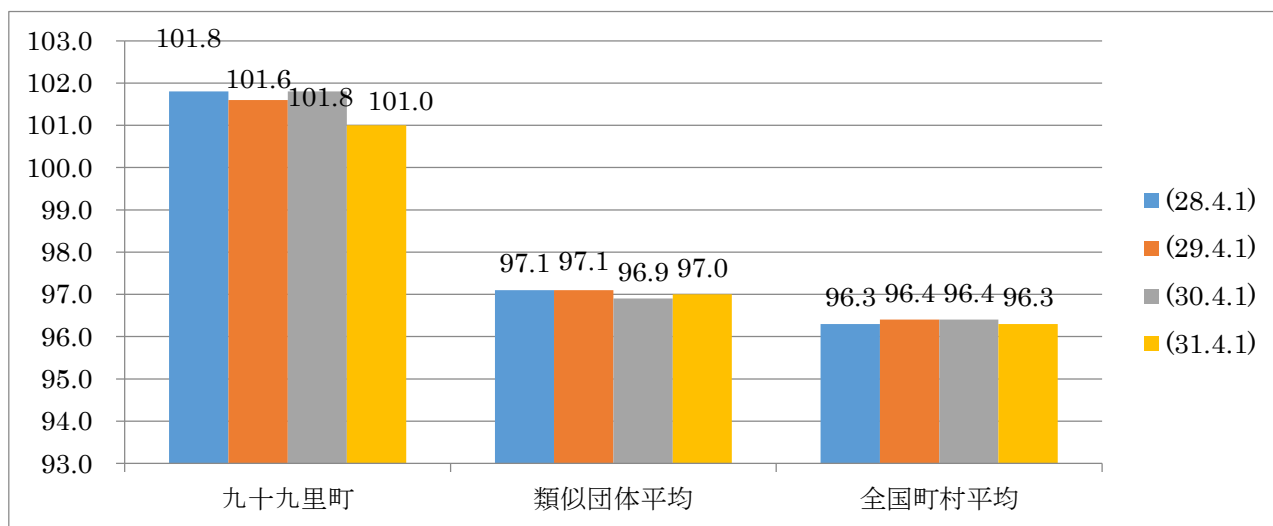
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B / A	(参考) 類似団体 (IV-2) 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
30年度	人 137	千円 490,273	千円 39,002	千円 189,139	千円 718,414	千円 5,244	千円 5,707

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

- ※ 30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国家公務員との昇任状況の違い

国家公務員では高校卒業程度の職員が課長職以上になることは稀ですが、本町では能力に応じて昇任しているため、高校卒業程度の経験年数20年以上の職員に係るラスパイレス指数が高い水準となっている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
元年度	円	円	571円	%	%	%
	369,368	368,797	(+0.15%)	0.15	0.15	0.09

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
元年度	月	月	月	月	月	月
	4.51	4.45	0.06	0.05	4.50	4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層(1級(全号給)及び2級の一部の号給)については、引下げを行わない。4級以上の高位号給については、平均改定率を上回る引下げを行うとともに、在職実態を考慮し、号給の増設等を行う。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施した。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準が支給対象地域外のため、九十九里町においても支給対象外。

	平成 26 年度の支 給割合	平成 27 年度の支給割 合		平成 28 年度の支 給割合	平成 29 年度の支 給割合	平成 30 年度の 支給割 合	令和元 年度の 支給割 合
		4 月 1 日 時点	遡及改定後				
国基準による 支給割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
九十九里町の 支給割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
九十九里町	40.0歳	310,700円	334,346円	328,510円
千葉県	41.0歳	309,965円	408,350円	363,035円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	41.7歳	308,262円	369,032円	338,757円

(2) 職員の初任給の状況（31年4月1日現在）

区 分		九十九里町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	187,200円	187,200円	(総合職) 185,200円 (一般職) 180,700円
	高校卒	153,000円	153,000円	148,600円
技能労務職 (運転手)	高校卒	148,300円	150,700円	—
	中学卒	—	138,000円	—
技能労務職 (用務員)	高校卒	134,700円	—	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（31年4月1日現在）

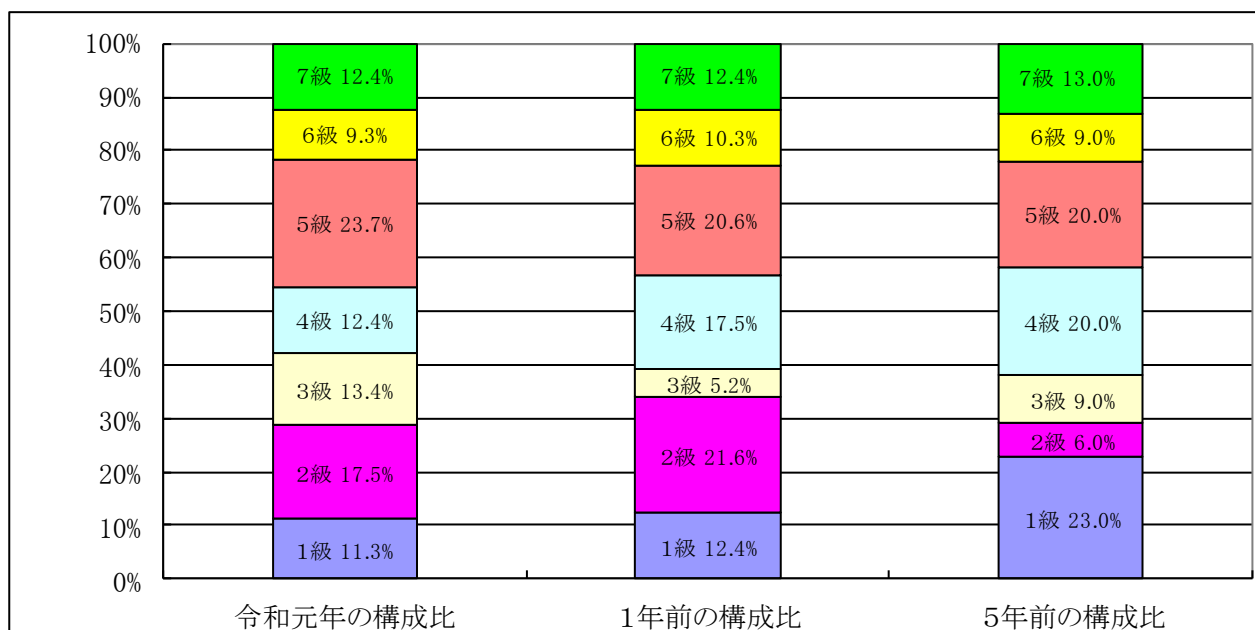
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	244,100円	316,800円	365,500円	399,200円
	高校卒	214,700円	294,400円	360,100円	369,600円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

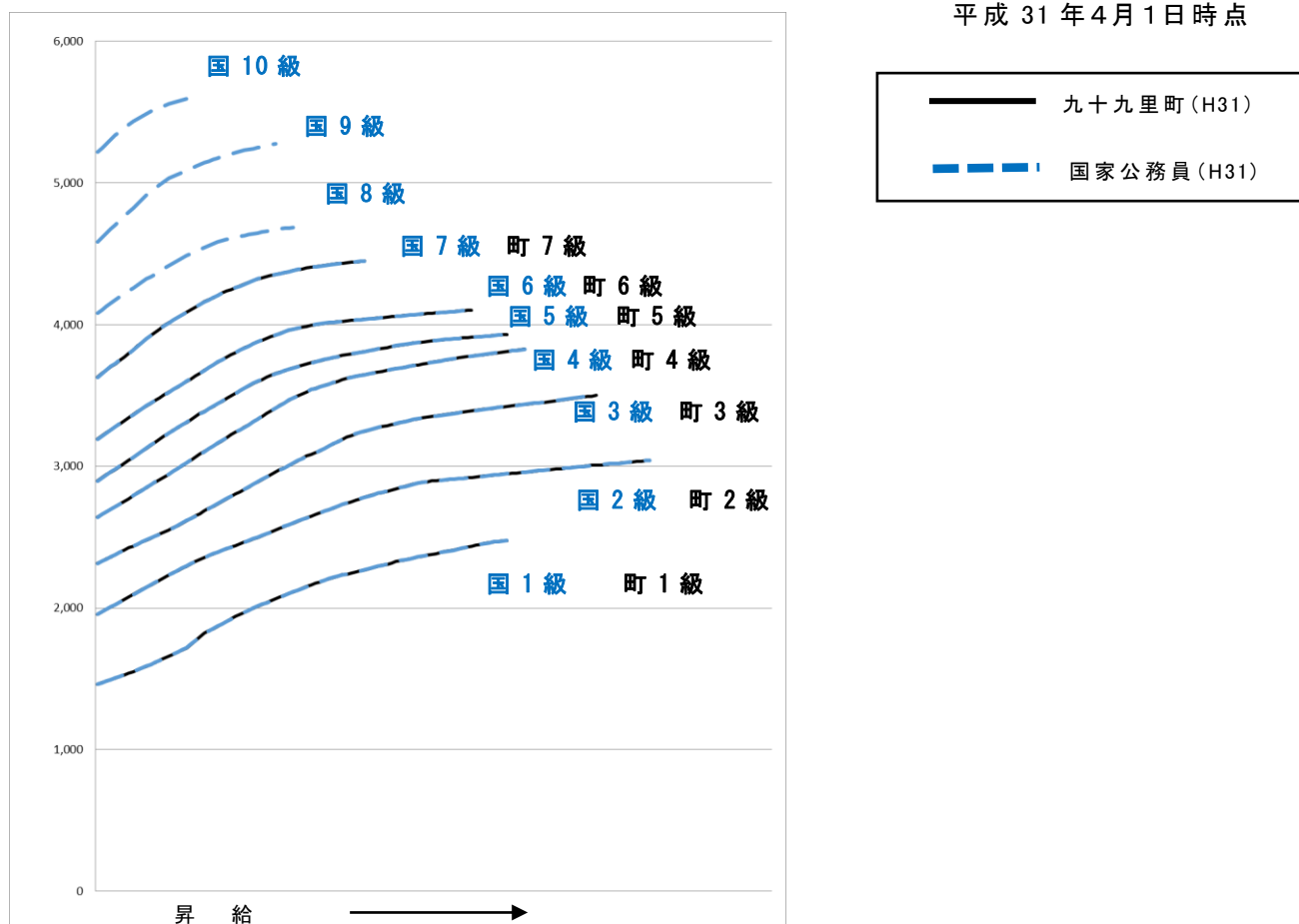
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（31年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事補	11人	11.3%	144,100円	247,600円
2 級	主事	17人	17.5%	194,000円	304,200円
3 級	主任主事	13人	13.4%	230,000円	350,000円
4 級	副主査	12人	12.4%	263,000円	381,000円
5 級	係長、主査	23人	23.7%	288,900円	393,000円
6 級	課長補佐、副主幹	9人	9.3%	319,200円	410,200円
7 級	課長、主幹	12人	12.4%	362,900円	444,900円

- (注) 1 九十九里町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（31年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（九十九里町）

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している			
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和 3 年度		令和 3 年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

九十九里町	千葉県	国
1人当たりの平均支給額（30年度） 1,373千円	1人当たりの平均支給額（30年度） 1,752千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算3～13%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（九十九里町）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和3年度		令和3年度	

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

九十九里町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.669500月分 24.586875月分 勤続25年 28.039500月分 33.270750月分 勤続35年 39.757500月分 47.709000月分 最高限度額 47.709000月分 47.709000月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 9,618千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.669500月分 24.586875月分 勤続25年 28.039500月分 33.270750月分 勤続35年 39.757500月分 47.709000月分 最高限度額 47.709000月分 47.709000月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		0円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
支給対象外	0%	0人	0%

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		240千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		240,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		0.68%		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症防疫 作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所の消毒作業業務	0円	日額 500円
家畜伝染病 予防作業手当	家畜伝染病防疫作業に従事する職員	伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業業務	0円	日額 500円
社会福祉業務 従事職員手当	社会福祉業務に従事する職員	特に身体に危害のうけるおそれのある業務	0円	日額 500円
主任技術者手当	ガス主任技術者に選任された職員		240千円	月額 20,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	5,975千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	47千円
支給実績（29年度決算）	11,257千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	88千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他の扶養親族 6,500円 16～22歳までの子の 加算1人5,000円	同		13,000千円	254,901円
住居手当	借家(家賃12,000円超の場合)家賃に 応じて27,000円を限度に 支給	同		5,690千円	299,473円
通勤手当	交通機関利用者4万円を 上限に支給 自動車等の利用者 距離に応じ、1,000円～ 12,200円支給	異	交通機関利用者45,000円 限度 自動車等の利用者 距離区分により 相違	3,947千円	33,168円
管理職手当	管理又は監督の地位にある 職員に対し、級別、役職別 に応じ支給(時間外勤務手当、 休日勤務手当は支給しない)	異	支給区分と 支給額の相違	6,261千円	284,590円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき 4,400円	同		1,082千円	14,236円

5 特別職の報酬等の状況 (平成31年4月1日現在)

区分		給料 月額等	
給料	町長	782,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副町長	641,000円	850,000円/266,000円 720,000円/468,000円
報酬	議長	271,000円	420,000円/230,000円
	副議長	233,000円	360,000円/180,000円
	議員	215,000円	345,000円/157,000円
期末手当	町長	(30年度支給割合)	
	副町長	4.45月分	
退職手当	議長	(30年度支給割合)	
	副議長	4.20月分	
退職職	町長	(算定方式)	(1期の手当額)
	副町長	782,000円×在職月数×0.35 641,000円×在職月数×0.25	13,137,600円 7,692,000円
			(支給時期) 任期毎 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

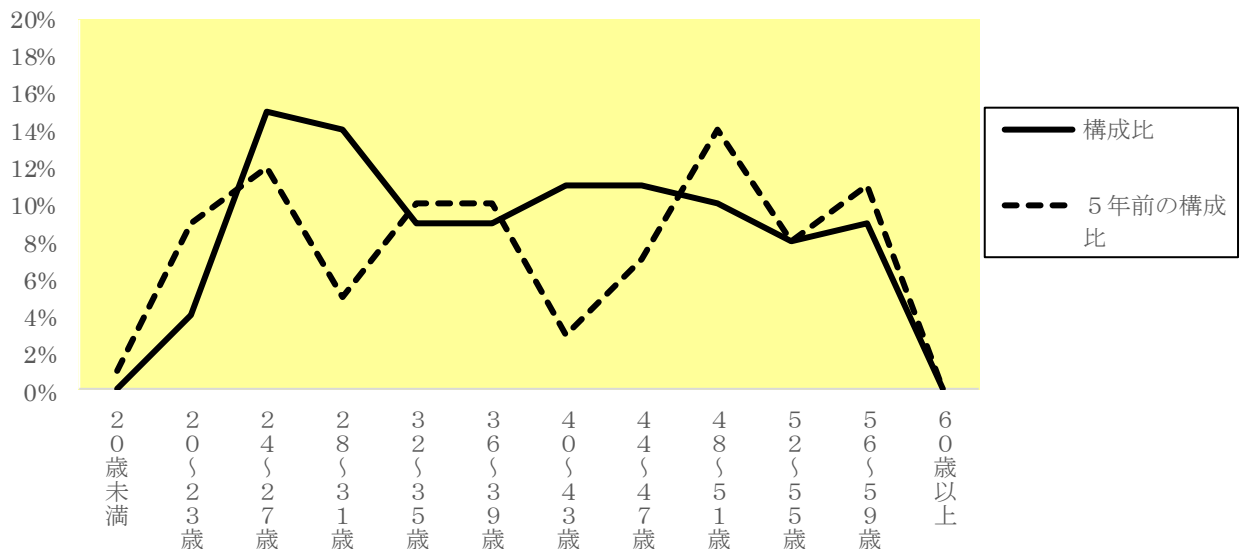
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成30年	令和元年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	派遣終了による減 欠員補充
		総務	33	32	▲1	
		税務	9	10	1	
		農林水産	7	7	0	事業完了による1名減、退職不補充1名 派遣による増
商工		5	5	0		
土木		9	9	0		
民生衛生		38	36	▲2		
計	112	111	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数69.34人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数74.02人)		
教育部門	13	14	1	民生部門からの異動による増		
小計	125	125	0	<参考> 人口1万人当たり職員数78.09人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数92.11人)		
公営企業等	会計部門	下水道	1	1	0	
		その他	21	21	0	
小計	22	22	0			
合計			147 [240]	147 [240]	0 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数91.83人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	6	22	20	14	13	16	16	15	12	13		147

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年 度	26年	27年	28年	29年	30年	元年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		111	110	111	112	112	111	0(0%)
教育		25	24	24	14	13	14	▲11(▲44.0%)
		136	134	135	126	125	125	▲11(▲8.1%)
公営企業等会計計		22	22	23	22	22	22	0(0%)
総合計		158	156	158	148	147	147	▲11(▲7.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。